

当座勘定規定

筑邦銀行

第1条（当座勘定への受入れ）

- ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。
- ② 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- ③ 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- ④ 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

第2条（証券類の受入れ）

- ① 証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- ② 当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

第3条（本人振込み）

- ① 当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。
- ② 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第4条（第三者振込み）

- ① 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第2条と同様に

取扱います。

- ② 第三者が当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第3条と同様に取扱います。

第5条（受入証券類の不渡り）

- ① 前3条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落とし、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、第4条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。
- ② 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

第6条（手形、小切手の金額の取扱い）

手形、小切手を受入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

第7条（手形、小切手の支払）

- ① 小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。
- ② 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。

第8条（手形、小切手用紙）

- ① 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。
- ② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙で

あることを確認してください。

- ③ 前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。
- ④ 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。

第9条（支払の範囲）

- ① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。
- ② 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

第10条（支払の選択）

同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

第11条（過振り）

- ① 第9条に第1項にかかわらず、当行の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払をした場合には、当行からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。
- ② 前項の不足金に対する損害金の割合は年14%（年365日の日割計算）とし、当行所定の方法によって計算します。
- ③ 前1項により当行が支払をした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。
- ④ 前1項による不足金、および第2項による損害金の支払がない場合には、当行は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。
- ⑤ 前1項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

第12条（手数料等の引落し）

- ① 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金

額を引落すことができるものとします。

- ② 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当行所定の手続をしてください。

第13条（支払保証に代わる取扱い）

小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。

第14条（印鑑等の届出）

- ① 当座勘定の取引に使用する印鑑（または署名鑑）は、当行所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。
- ② 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑（または署名鑑）を前項と同様に届出てください。

第15条（届出事項の変更）

- ① 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。
- ② 前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ③ 前1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着しまたは到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第16条（印鑑照合等）

- ① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえば、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ② 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱い

ましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

- ③ この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、前1項目と同様とします。

第17条 (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)

- ① 手形、小切手を振出しましたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
- ② 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第18条 (線引小切手の取扱い)

- ① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。
- ② 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じて、当行はその責任を負いません。また、当行が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。

第19条 (自己取引手形等の取扱い)

- ① 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行なうことなく、支払をすることができます。
- ② 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第20条 (利息)

当座預金には利息はつけません。

第21条 (残高の報告)

当座勘定の支払または残高の照会があった場合には、当行所定の方法により報告します。

第22条 (譲渡、質入れの禁止)

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

第23条 (反社会的勢力との取引拒絶)

この当座勘定は、第25条第3項のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第25条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

第24条 (取引の制限)

- ① 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- ② 1年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- ③ 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- ④ 前1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- ⑤ 前4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関

係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前4項にもとづく取引等の制限を解除します。

第25条(解約)

- ① この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。
- ② 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 1. この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 2. この預金の預金者が第22条に違反した場合
 3. この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 4. 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または第24条第1項もしくは第3項の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合
 5. この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 6. 第24条第1項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解除されない場合
 7. 上記1から6までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合

③ 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行がこの取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。またこの解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

1. 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
2. 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
3. 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力

を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて
当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害
する行為

E その他前各号に準ずる行為

- ④ 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した
場合、その通知が延着しまた到着しなかったと
きは、通常到着すべき時に到着したものとみなし
ます。
- ⑤ 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行
が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、
その通知を発信した時に解約されたものとします。

第26条（取引終了後の処理）

- ① この取引が終了した場合には、その終了前に振出
された約束手形、小切手または引受けられた為替
手形であっても、当行はその支払義務を負いませ
ん。
- ② 前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙
は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決
済を完了してください。

第27条（手形交換所規則による取扱い）

- ① この取引については、前各条のほか、関係のある
手形交換所の規則に従って処理するものとします。
- ② 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむを得
ない事由により緊急措置がとられている場合には、
第7条の第1項にかかわらず、呈示期間を経過し
た手形についても当座勘定から支払うことができ
るなど、その緊急措置にしたがって処理するもの
とします。
- ③ 前項の取扱いによって生じた損害については、当
行は責任をいけません。

第28条（個人情報センターへの登録）

個人情報の場合において、つぎの各号に事由が一つで
も生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信
用情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の
場合のみ6ヶ月間）登録し、同センターの加盟会員なら

びに同センターと提携する個人情報機関の加盟会
員は自己の取引上の判断のため利用できるものとしま
す。

1. 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由と
して解約されたとき。
2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
3. 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。

第29条（規定の変更）

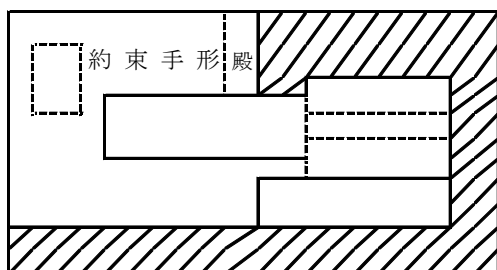
- ① この規定は、金融情勢の変化その他相当の事由がある
場合には、変更することがあります。
- ② この規定の内容については、契約者に通知することな
く変更できるものとします。当行が変更内容を契約者に
通知する場合は、ホームページへの掲示、その他当行の
定める方法により行います。なお、変更日以降は変更後
の規定により取扱うものとします。

以上

(2020年4月現在)

約束手形用法

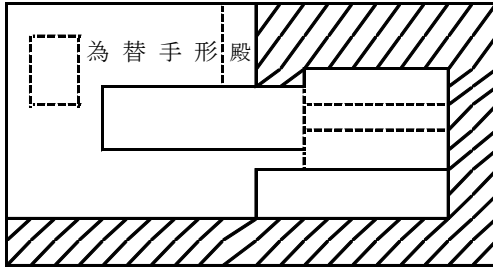
- (1) この手形用紙は当店を支払場所として手形をお振出しになる場合にのみご使用ください。
(2) この手形用紙を用紙のまま他人（第三者）に譲り渡すことは絶対にしないでください。
- 手形用紙は大切に保管、管理し、一枚でも失われることがないようにご注意ください。
- お振出しの記名押印にあたっては、住所を必ず記載し、当店にお届けの印章をご使用ください。なお、住所の記載によって振出地の記載は省略することができます。
- (1) 金額をアラビア数字で記入される場合は必ずチェックライターを用い、漢文字による複記はしないでください。
(2) 前項によらない場合は必ず漢文字で記入してください。
- (1) 手形面の記入にあたっては、改ざん等の予防に十分留意し、必ず消しにくい筆記具を用い、鉛筆等容易に消しうる筆記具は用いないでください。
(2) 金額を誤記されたときは、訂正しないでなるべく新しい手形用紙をご使用ください。
(3) 振出日、受取人、支払期日等の記載は手形要件となっておりますので、なるべくご記入のうえお振出しください。
- 手形用紙を必要とされる場合には、当行所定の受取書にお届けのご印章によって記名押印のうえご請求ください。
- 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアバンド）等の余白部分（下図斜線部分）はお使いにならないでください。



以上

為替手形用法

- (1) お振出しの際には、支払人（引受人）が金融機関と当座勘定取引があることをできるだけお確かめください。
(2) この手形用紙を用紙のまま他人（第三者）に譲り渡すことは絶対にしないでください。
- 手形用紙は大切に保管、管理し、一枚でも失われることがないようにご注意ください。
- 当店を支払場所として引受けの記名捺印されるときは、当店にお届けのご印章をご使用ください。
- (1) 金額をアラビア数字で記入される場合は必ずチェックライターを用い、漢文字による複記はしないでください。
(2) 前項によらない場合は必ず漢文字で記入してください。
- (1) 手形面の記入にあたっては、改ざん等の予防に十分留意し、必ず消しにくい筆記具を用い、鉛筆等容易に消しうる筆記具は用いないでください。
(2) 金額を誤記されたときは、訂正しないでなるべく新しい手形用紙をご使用ください。
(3) 振出日、受取人、支払期日、支払人等の記載は手形要件となっておりますので、なるべくご記入のうえお振出しください。
なお、住所記載によって振出地の記載は省略することができます。
- 手形用紙を必要とされる場合には、当行所定の受取書にお届けのご印章によって記名押印のうえご請求ください。
- 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアバンド）等の余白部分（下図斜線部分）はお使いにならないでください。



以上

小切手使用法

1. 小切手をお振出しの場合には、必ず墨またはインクでご記入ください。
2. 金額は必ず所定の金額欄にご記入ください。
3. 金額を漢文字で記載されるときは、必ず壺、弍、参、拾、万（萬）の文字をご使用ください。
4. アラビア数字（算用数字）で金額を記載されるときは、必ずチェックライター（刻込み印字機）をご使用ください。この場合には漢文字による複記はしないでください。
5. 金額をアラビア数字（算用数字）で手書きされた場合には、金額改ざん等による事故防止のため、その小切手はお支払いいたしません。
6. 金額を誤記された場合には、訂正しないで新しくお書替えください。
7. 先日付の小切手でも呈示を受ければ支払わねばなりませんからご承知置きください。
8. 小切手に線引をしますと事故防止に役立ちます。ただし、線引または線内指定銀行名の抹消、変更は認められませんからご注意ください。
9. 小切手、小切手用紙・お届けのご印章を失われたときは、直ちに当行へお申し出てください。
10. 小切手をお振出しになってから、いささかでもご不安を抱かれるようなことがありましたら、直ちに当行へお申し出てください。
11. 新たに小切手用紙をご入用の場合には、本当座小切手帳綴込みの当座小切手受領証をお差し出してください。

以上